

令和2年5月27日作成
令和2年7月15日改定
令和3年2月4日改定
令和3年3月25日改定
令和3年8月19日改定
令和3年10月21日改定
令和4年2月24日改定
令和4年11月1日改定
令和5年2月7日改定
令和5年9月25日改定

豊島処分地維持管理等事業における 新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応

香川県環境森林部循環型社会推進課

1 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、基本的対処方針等が廃止されること及び同日以降の日常における基本的な感染対策について、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となることから、新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応については、香川県としての職場向けの通知が別紙1「職員が新型コロナウイルス感染症の感染者等となった場合の対応及び職場の感染防止対策について（通知）」（令和5年4月28日）のとおり新たに提示された。豊島処分地維持管理等事業（以下、「豊島事業」という。）の遂行に当たっても、これに従って進めることとする。なお、これらの内容が変更・改訂等された場合には、これに従うとともに、県内の感染状況等に応じて適切に感染防止対策を行う。

2 豊島における感染防止の対応

豊島事業の遂行に当たっては、上記のように基本的に県の通達等に従うが、本事業特有の事項については、これまでどおり、自主的な取り組みとして以下のように対応する。

（1）豊島への移動での対応

県職員の豊島への移動は、公共交通機関（船舶）を利用する職員は、多くの人が集中する時間帯を避けるよう努めることとする。また、豊島への移動は可能な限り避け、電話やeメール、テレビ会議等で対応するように務める。なお、豊島を訪れる職員には、新型コロナウイルスのワクチンを接種している者を優先的に充てることとする。

（2）豊島島内での移動等での対応

県職員の豊島島内での移動に当たっては、公用車を活用し、島民との接触を避ける方法で行うとともに、豊島処分地以外の場所（例：商店）には訪問しないことを原則とする。

(3) 豊島事業に関係する各種会合への対応

県外関係者が参加する第2次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会ならびに豊島廃棄物処理事業協議会については、会議の運営上必要がある場合はウェブ会議を行うことができるものとする。

また、県内関係者のみの開催となる事務連絡会については、可能な限り電話やeメール、テレビ会議等に対応するように務め、集合開催とする場合には、参加人数の縮小、開催時間の短縮、着席間隔の拡大、室内の換気の実施、アルコール消毒やマスクの着用等咳エチケットの励行等の対策を行う。

(4) 豊島住民会議の現場視察への対応

豊島住民会議が行う現場視察には、対面に当たってはアルコール消毒の実施、2m以上の間隔を空け、マスクを着用しての対応を行うよう努める。同様の対応を対面者にも求めることとする。

(5) 見学者への対応

見学者への対応については、全国の状況を注視しながら、3密を回避し、体温計測、手指消毒、換気を徹底する等の感染症対策を講じた上で受入れするよう求める。

(6) 体調不良時の対応

発熱や咳、喉の痛み、鼻水等の風邪症状がある場合は、症状の程度に応じて、病院での受診や自宅療養を行うなど、健康管理及び感染拡大防止の観点から出勤を見送ることとし、体調が悪い職員には積極的に声掛けを行う。

(7) 委託業者による配慮

豊島処分地の維持管理業務等の委託業者に対して、豊島処分地での作業実施時は、(1)、(2)及び(6)に定める対応と同等の配慮を求めることとする。

3 感染者発生時等の対応

職員が感染者となった場合は、速やかに所属長へ報告するとともに、別紙1の規定に従って対応する。

委託業者に対しては、感染者となった作業員が発症の2日前以降に豊島処分地で作業を行っていた場合、速やかに県へ報告するよう求めることとする。

当面、上記のような対応を実施するが、県の通達又は国の方針に変更が生じた場合等は、本マニュアルの規定に関わらず、当該通達等に従い対応するとともに、必要に応じて内容を改め、第2次フォローアップ委員会委員や関係者に通知する。

附則

(令和5年2月7日改定)

このマニュアルは令和5年4月1日から施行する。

(令和5年9月25日改定)

このマニュアルは令和5年9月25日から施行する。

各所属長 殿

統轄安全衛生管理者(総務部長)
総 務 部 長職員が新型コロナウイルス感染症の感染者等となった場合の対応
及び職場の感染防止対策について (通知)

新型コロナウイルス感染症については、5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、基本的対処方針等が廃止されること及び5月8日以降の日常における基本的な感染対策について、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となることを踏まえ、今後、職員が新型コロナウイルス感染症の感染者(陽性者)となった場合の対応及び職場の感染防止対策については、下記のとおり対応することとしますので、所属の職員に周知していただきますようお願いいたします。

記

1 職員から所属長への報告・所属長の対応

これまで職員は、新型コロナウイルス感染症の感染者(陽性者)、濃厚接触者、その他接触者(濃厚接触者には該当しないが、同じ所属の職員など、感染者と比較的近距离で過ごした者。)又は有症状により医療機関を受診し、医師の指示によりPCR検査等を受診する場合の当該受診者(以下「陽性者等」という。)に該当した場合には、所属長へ報告するとともに、当該職員が感染者(陽性者)となった場合、報告を受けた所属長は、人事・行革課に報告することとしておりましたが、**5月8日以降、これらの報告は不要です。**

2 特別休暇等の取扱い

令和2年3月3日付け元人行第70010号「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて(通知)」(令和3年3月15日付け2人行第71741号で最終改正したもの。)及び令和3年6月11日付け3人行第20010号「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置等について(通知)」については、廃止します。

このため、5月8日以降、これまで新型コロナウイルス感染症に関連して取得可能としていたいわゆる「**出勤時交通遮断休暇**」(職員の勤務時間、休暇等に関する規則第15条第1項第16号)は**取得できません**。また、新型コロナウイルス感染症に係る**予防接種を受ける場合における職務に専念する義務の免除もできません**。

5月8日以降につきましては、必要に応じ、病気休暇や看護休暇等の既存の休暇制度等の活用について御検討ください。

3 職員が陽性者等となった場合の感染防止措置

(1) 感染者(陽性者)の発生確認後の対応

これまで、職員に感染者(陽性者)の発生が確認された後の対応として、換気、周囲の職員のマスク着用及び感染者が所属している執務室、トイレ等の**消毒を求めていましたが、廃止します**。

また、消毒作業に必要な物品(アルコール手指消毒剤、キッチンペーパー、ゴム手袋、ビニール袋など)を各庁舎管理者等において準備しておくこととしていましたが、併せて廃止します。

ただし、本庁については、財産経営課において引き続き物品の管理をしているので、必要な場合は、財産経営課までお問い合わせください。

また、消毒作業について不明なことがある場合は、職員課健康管理室までお問い合わせください。

(2) 職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応等について

令和4年9月26日付け4職員第261541号「職員が新型コロナウイルス感染症の感染者、濃厚接触者等となった場合又はPCR検査等を受診した場合の対応について（通知）」及び令和3年5月31日付け3職員第16084号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた職場における対応について」については、廃止し、次の取扱いとします。

① 外出等を控えることが推奨される期間

新型コロナウイルス感染症の発症後5日間は、他人に感染させるリスクが特に高いことから、**発症日を0日目として5日間は、外出を控えることを推奨**します（この5日間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底すること）。

さらに、**5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることを推奨**します。なお、症状が重い場合は、医師に相談することを推奨します。

② 周りの方への配慮

新型コロナウイルス感染症の発症後10日間は経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクの着用や、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮すること。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけること。

③ 濃厚接触者の取扱い

一般に保健所による新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者の特定は行われず、また、濃厚接触者として感染症法に基づく外出自粛は求められないことから、**職場内においても濃厚接触者の特定や外出自粛を求めません。**

④ 家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

職員の家族や同居人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、まず、可能であれば部屋を分け、感染した家族等の世話はできるだけ限られた者で行うことに注意すること。

その上で、外出する場合は、発症日を0日として、特に5日間は職員自身の体調に注意すること（7日目までは発症する可能性があることに留意すること）。この間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をすること。

4 基本的な感染対策について

(1) マスクの着用について

マスクの着用については、当面、令和5年2月28日付け4職員第372940号「新型コロナウイルス感染症の職場の感染防止対策について（通知）～マスク着用の考え方の見直しについて～」によることとします。

(2) 職場の感染症対策について

換気等の励行により風通しの悪い空間をなるべくつくりたくないなどの工夫をすることは引き続き推奨しますが、**来庁時の検温やアクリル板などパーティションの設置、庁舎内エレベーターの人数制限、会議等の人数制限等は一律には求めない**こととします。

(3) 衛生用品の配付について

日常の感染防止対策のため、執務室入口に設置するアルコール手指消毒剤及び来客応対等用のマスク配付については、職員課健康管理室で引き続き行います。

(問い合わせ先)

- ・感染者発生時の報告：人事・行革課 内線2587
- ・特別休暇について：人事・行革課 内線2583
- ・職務専念義務免除について：人事・行革課 内線2586
- ・感染防止対策一般：職員課健康管理室 内線2630
- ・建物の消毒：財産経営課 内線2711